

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する手続きについて

土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第76条に基づき、土地区画整理事業施行地区内において建築行為等を行う場合には許可を受ける必要があります。

1 許可申請が必要となる建築行為等

事業の施行の障害となるおそれがある次の行為が対象となります。

- (1) 土地の形質の変更（土地の掘削、盛土、切土等）
- (2) 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- (3) 移動の容易でない（重量5トンを超える）物件の設置若しくはたい積

2 許可基準

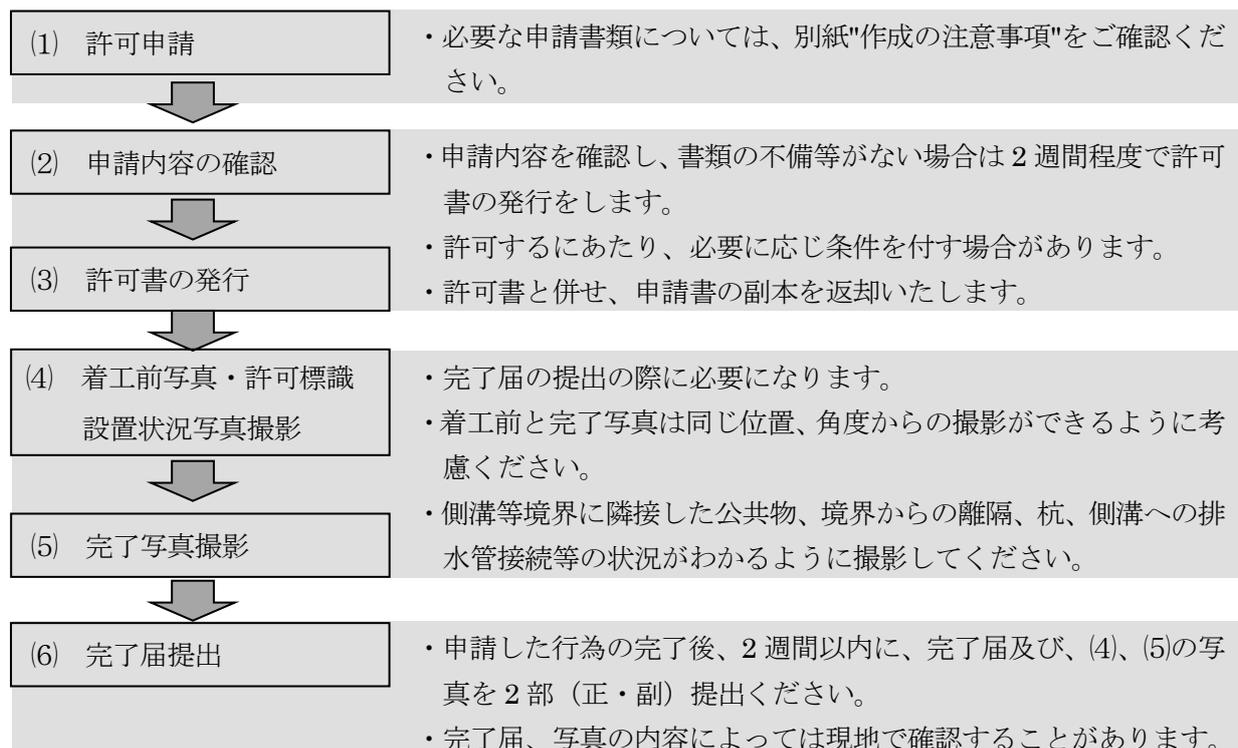
市長が法第76条第1項に基づく建築行為等の許可をする基準は次の各号によります。

- (1) 事業に支障がないと認められる場合
- (2) その他市長がやむを得ないと認める場合

3 事務の流れ

許可申請の流れは下記(1)～(6)に記載のとおりです。

ただし、建築行為等を行う場合には、**許可申請の前に施行者と申請予定の内容について必ず協議を行ってください。**



4 変更の取扱い

- (1) 許可申請書の行為の概要（構造、面積、用途）に記載した内容および配置等に変更が生じる場合には、事前に施工者と協議を行ってください。
- (2) 協議の結果、変更の申請手続きが必要となった場合には、変更許可申請書に変更内容がわかる書類、図面等を添付し2部提出してください。
手続きとしては許可申請の手続きと同様となります。

5 取下げの取扱い

- (1) 申請した行為を取下げの場合は取下書に必要事項を記載し2部提出してください。
- (2) 許可書発行済みの場合は、許可書を返却してください。

6 その他

申請した行為の着手から完了までの期間中は、現地の見やすい場所に許可標識を設置してください。（下図参照）

※標識の材質は問いませんが、申請した行為の期間中維持できるものとしてください。

様式第2（第2条関係）

土地区画整理法第76条第1項許可標識	
許可年月日・番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施工者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施工期間	年 月 日から 年 月 日まで

30センチメートル以上

20センチメートル以上

当許可申請手続きにあたり、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

北名古屋市 建設部 都市整備課（西庁舎2階）

電話番号 0568-22-1111